

予算項目	管渠費 委託料
委託番号	第49号

設 計 書

課 長	課長補佐	係 長	副務者	検 算	主務者 (監督員)

年 度	令和8年度	作 成 年 月 日	令和8年6月16日	履行期間	から
委 託 名	流域下水道流入水水質調査業務委託				令和8年12月24日
委託場所	向浜一丁目地内ほか計27箇所			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳			業 務 概 要	
	設 計 額 (円)		採水および水質分析業務	
	業 務 価 格		採水および水質分析回数	1回
	消費税等相当額		試料の採水	27箇所
	業 務 委 託 費			
			副務者 (職名)氏名	
			主務者(監督員)(職名)氏名	

内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水質調査費								
	採水・分析費							
		分析費		式	1			第1号明細書
		小計						
		採水費						
			直接業務費	式	1			第2号明細書
			共通仮設費	式	1			
			業務原価					
			一般管理費	式	1			
		小計						
	計							
	消費税等相当額							
水質調査費計								

第 1-1 号 明 細 書

分析費

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
水素イオン濃度	(pH)	27	検体			
生物化学的酸素要求量	(BOD)	27	検体			
浮遊物質	(SS)	27	検体			
ノルマルヘキサン抽出物質 含有量	鉱油類	27	検体			
”	動植物油脂類	27	検体			
沃素消費量		27	検体			
カドミウム及びその化合物		19	検体			
シアン化合物		19	検体			
有機リン化合物		19	検体			
鉛及びその化合物		19	検体			
六価クロム化合物		19	検体			
砒素及びその化合物		19	検体			
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物		19	検体			
アルキル水銀化合物		19	検体			
小計						

第 1-2 号 明 細 書

分析費

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
ポリ塩化ビフェニル	(PCB)	19	検体			
トリクロロエチレン		19	検体			
テトラクロロエチレン		19	検体			
ジクロロメタン		19	検体			
四塩化炭素		19	検体			
1・2-ジクロロエタン		19	検体			
1・1-ジクロロエチレン		19	検体			
シス-1・2-ジクロロエチレン		19	検体			
1・1・1-トリクロロエタン		19	検体			
1・1・2-トリクロロエタン		19	検体			
1・3-ジクロロプロペン		19	検体			
ベンゼン		19	検体			1 1 項目セット料金
チウラム		19	検体			
シマジン		19	検体			
小計						

第 1 - 3 号 明 細 書

分析費

項 目	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
チオベンカルブ		19	検体			
セレン及びその化合物		19	検体			
フェノール類		19	検体			
銅及びその化合物		19	検体			
亜鉛及びその化合物		19	検体			
鉄及びその化合物		19	検体			
マンガン及びその化合物		19	検体			
クロム及びその化合物		19	検体			
フッ素及びその化合物		19	検体			
ホウ素及びその化合物		19	検体			
アンモニア性窒素、亜硝酸性 窒素及び硝酸性窒素化合物		19	検体			
1,4-ジオキサン		19	検体			
小計						
計						

流域下水道流入水水質調査業務委託仕様書

第1章 総則

1 適用

本仕様書は、秋田市上下水道局が発注する流域下水道流入水水質調査業務委託に適用する。

2 履行場所

向浜一丁目地内ほか計27箇所（別紙参照）

3 現場代理人および主任技術者

受託者は、現場代理人および主任技術者を定めて、その氏名その他必要な事項を書面により委託者へ届出すること。

なお、この者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人の職務は、次のとおりとする。

ア 業務従事者の監督、指導を行うこと。

イ 業務従事者の労働安全衛生に関する労務管理において、その責任者として関係法令を遵守すること。

ウ 契約書、仕様書およびその他の関係書類により、業務内容を十分に把握、理解し、効率的な業務の履行に努めること。

エ 各種書類の提出等、総括的な業務を行うこと。

オ 災害防止等のため必要があると認めるときは、適切な措置をとり、委託者に通知すること。この場合においてはあらかじめ委託者と協議すること。ただし、緊急でやむを得ない事情があるときはこの限りでない。

(2) 主任技術者は本委託に要する技術を総括し、現場代理人へ技術的な助言等を行うこと。

4 費用負担

本仕様書に特に明示していない事項であっても、業務遂行上、当然必要なものは、受託者の責任において負担すること。

5 関係法令の遵守

受託者は、業務の履行に当たり、業務に関連する法令、条例、規則等を遵守すること。

適用を受ける諸法令等は、改定等があった場合は最新のものを適用すること。

第2章 業務の内容

1 業務概要

- (1) 流域下水道に流入する接続点の水質を、午前9時から午後3時までの間に採水し分析を行う。
- (2) 受託者は全行程について適切に業務を行うことができる能力を有することとし、計量証明を行うこと。
- (3) 業務に当たっては、秋田県流域下水道接続要綱令和5年4月改訂版（以下「要綱」という。）別記4（第10条関係）「下水の水質および水量に関する調査方法」を遵守すること。
- (4) 異常な結果が測定された場合は直ちに委託者へ報告し、指示を受けること。

2 提出書類

受託者は、次の書類を委託者に提出すること。

- (1) 業務の契約を締結後、速やかに提出するもの（任意様式）
 - ア 着手届
 - イ 現場代理人主任技術者選任届
 - ウ 工程表
- (2) 採水および分析後に提出するもの
 - ア 業務実施報告書
（調査測定結果報告書（任意様式）、計量証明書（任意様式）および要項様式11-1）
 - イ 分析結果が入力された要項様式11-1のデータ（xlsx形式）を格納したCDまたはDVD
- (3) すべての業務を履行した後、業務完了報告書（指定様式）を提出すること。
- (4) その他、委託者が指示するもの
- (5) 提出書類に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出すること。

3 分析項目および採水箇所

- (1) 全分析項目実施箇所（ダイオキシンを除く） 19箇所
（臨海0-2・1・1-2・2・2-3号、秋田南1・1-2・2・3・4・4-2・4-3・4-4・5・5-2・5-3・6・7・8号）
全項目とは、要綱様式11-1に定める分析項目全てとする。
- (2) 7項目実施箇所 8箇所
（秋田南9・12・13・17・18号、雄和4・8号、湖東3号）
7項目とは、要綱様式11-1に定める項目のうち、水温、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量、動植物油脂類含有量）、沃素消費量とする。

- (3) 採水箇所は別紙のとおりとする。
採水箇所に疑義がある場合は発注者と協議すること。

4 安全管理関係

(1) 労働災害防止

- ア 作業中は、気象条件に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、速やかに対処できるような対策を講じておくこと。
- イ 現場の作業環境は、常に良好な状態を保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。

(2) 酸素欠乏・硫化水素等有害ガス災害防止

マンホール内部への出入りおよびマンホール内部で作業を行う場合は以下のとおりとすること。

- ア 厚生労働省令で定める酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（以下、作業主任者という。）を配置し、作業者はその指示に従うこと。
- イ 作業主任者は酸素濃度、硫化水素濃度および有害ガス濃度等を、関係法令等に従い作業前等に適正なガス検知器で測定し、記録すること。
また、作業中においても常時ガス検知器による測定を継続し、概ね10分ごとに酸素濃度等を記録すること。
- ウ 作業前にはマンホール内部を十分換気し、また作業中も連続換気を行い、マンホール内部の空気環境を安全な状態に保つよう努めること。
- エ 作業主任者は事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備し、必要に応じ作業者に使用させること。
- オ ガス検知器により異状を検知したとき又は作業者の状態に異常が認められたときは直ちに作業を中止し、安全を確保すること。
- カ マンホール蓋の開閉時には酸素欠乏空気および硫化水素等の有害ガス噴出に注意すること。
- キ 作業は作業主任者有資格者又は酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育受講者が行うことが望ましいので、施工計画時等には留意すること。

(3) 熱中症による健康障害の防止

熱中症を生ずるおそれのある作業を行う場合は以下のとおりとすること。

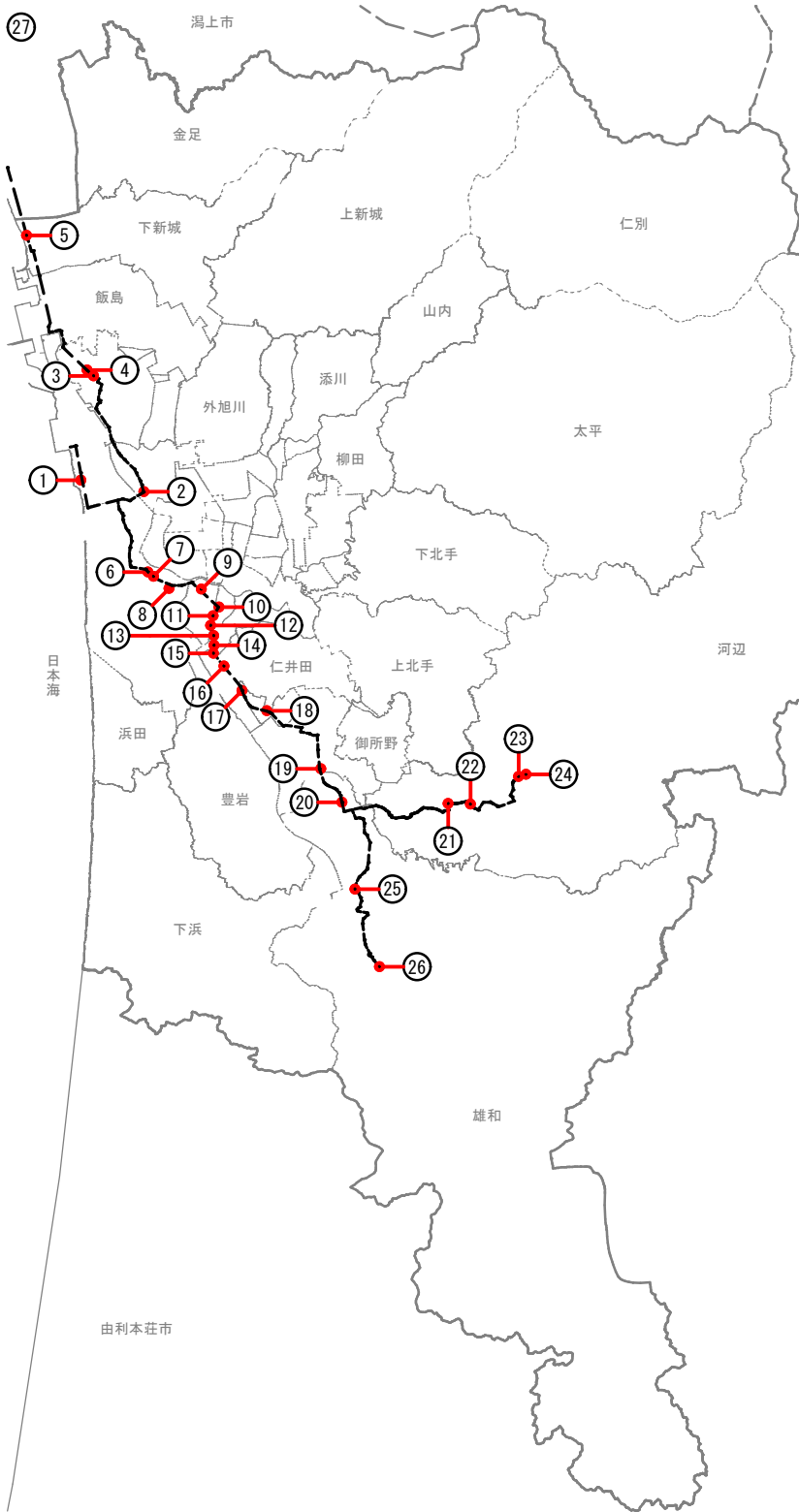
- ア 業務従事者が熱中症の自覚症状を有する場合又は他の者に熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合における報告体制を整備し、業務従事者に対し、当該体制を周知すること。
- イ 業務従事者に熱中症のおそれがある場合、その症状の悪化を防止するため、業務からの離脱、身体冷却等必要な措置の内容・実施手順を定め、業務従事者に対し、当該措置の内容およびその手順を周知すること。

(4) 公衆災害防止

施工中は、常時、作業現場周辺の住民および通行人の安全並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分に講じること。

(5) その他

- ア 事故が発生したときは、直ちに監督員および関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講じること。
- イ 前項の通報後、受注者は、事故の原因、経過および被害内容を調査し、その結果を書面により、直ちに監督員に届け出ること。



採水場所一覧

記号	名称
①	臨海 0 - 2 号
②	臨海 1 号
③	臨海 1 - 2 号
④	臨海 2 号
⑤	臨海 2 - 3 号
⑥	秋田南幹線 南 1 号
⑦	南 1 - 2 号
⑧	南 2 号
⑨	南 3 号
⑩	南 4 号
⑪	南 4 - 2 号
⑫	南 4 - 3 号
⑬	南 4 - 4 号
⑭	南 5 号
⑮	南 5 - 2 号
⑯	南 5 - 3 号
⑰	南 6 号
⑱	南 7 号
⑲	南 8 号
⑳	南 9 号
㉑	南 1 2 号
㉒	南 1 3 号
㉓	南 1 7 号
㉔	南 1 8 号
㉕	雄和幹線 雄和 4 号
㉖	雄和 8 号
㉗	湖東幹線 湖東 3 号

凡 例

- 採水地点
- (No) 採水地点番号
- 秋田県流域下水道
- 指定するマンホール内 採水場所一覧を参照

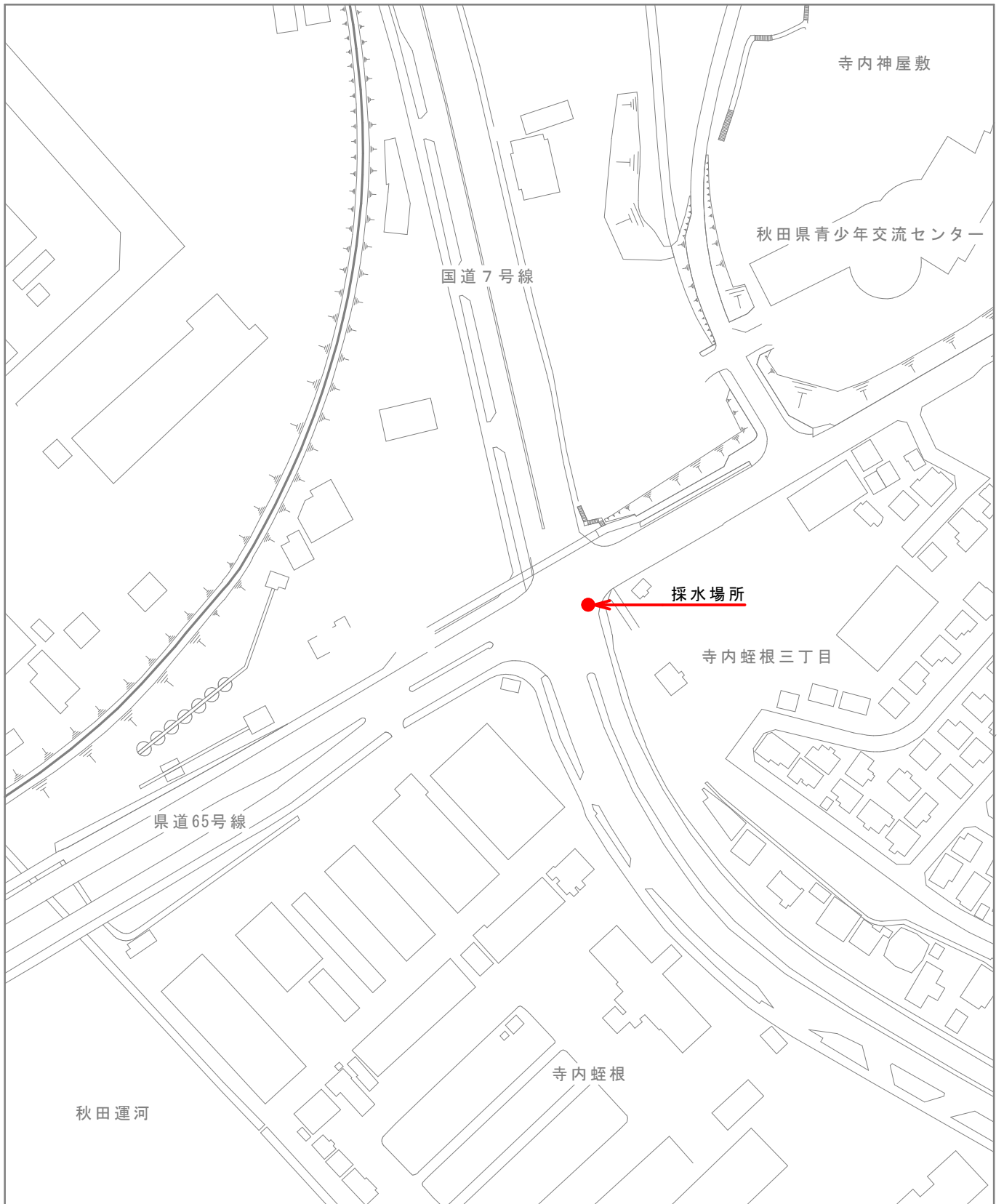
秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	配置図	図面番号	01 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール） 向浜一丁目地内

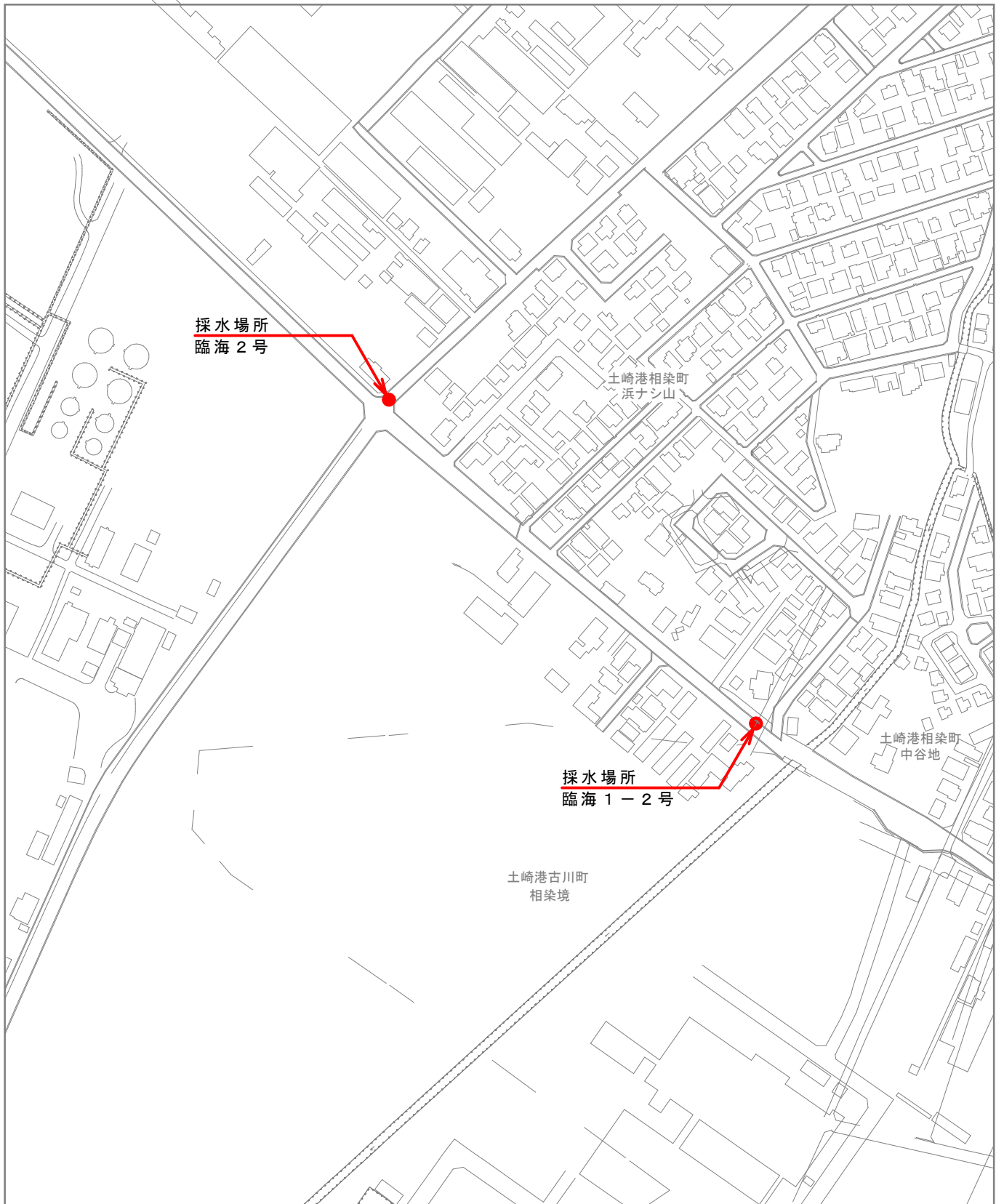
秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（臨海幹線 臨海 0-2号）	図面番号	02 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール）	寺内蛭根三丁目地内

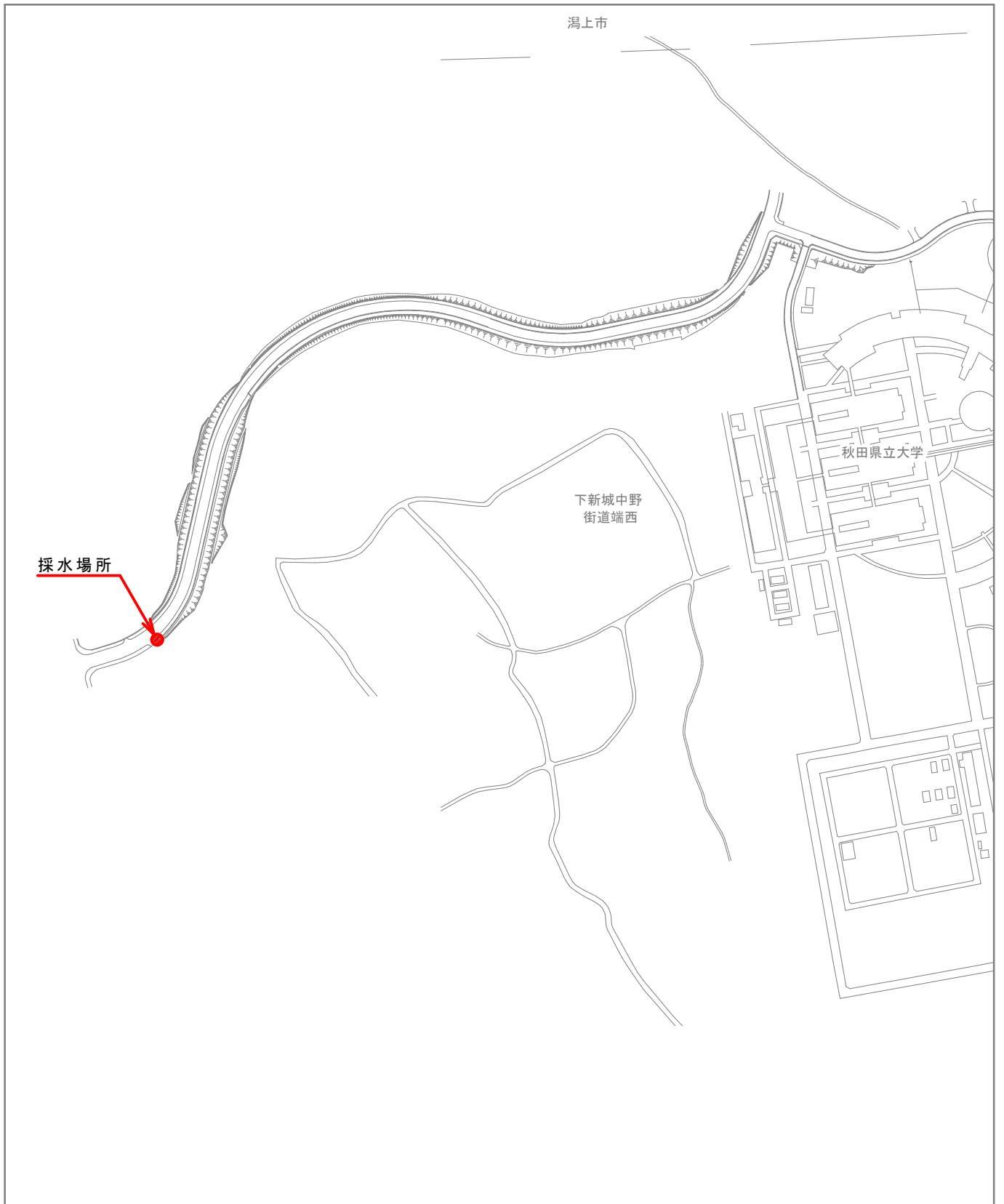
秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（臨海幹線 臨海1号）	図面番号	03 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール）	土崎港相染町浜ナシ山地内

秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（臨海幹線 臨海 1-2、2号）	図面番号	04 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール）	下新城野街道端西地内

秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（臨海幹線 臨海2-3号）	図面番号	05 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール）	新屋松美ガ丘東町地内

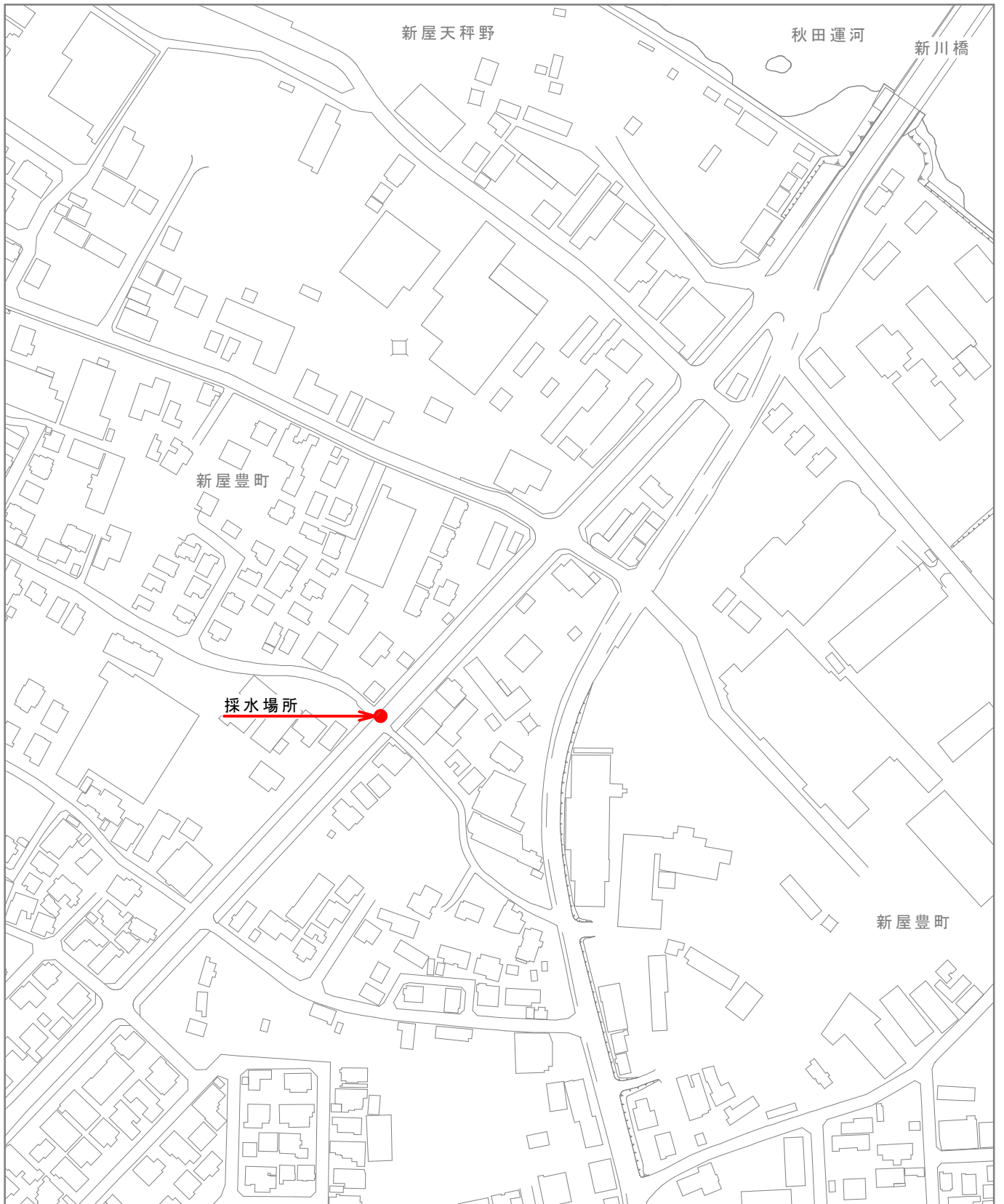
秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（秋田南幹線 南1号）	図面番号	06 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール）	新屋松美ガ丘東町地内

秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（秋田南幹線 南1-2号）	図面番号	07 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール）	新屋豊町7地内

秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（秋田南幹線 南2号）	図面番号	08 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール）	茨島一丁目地内

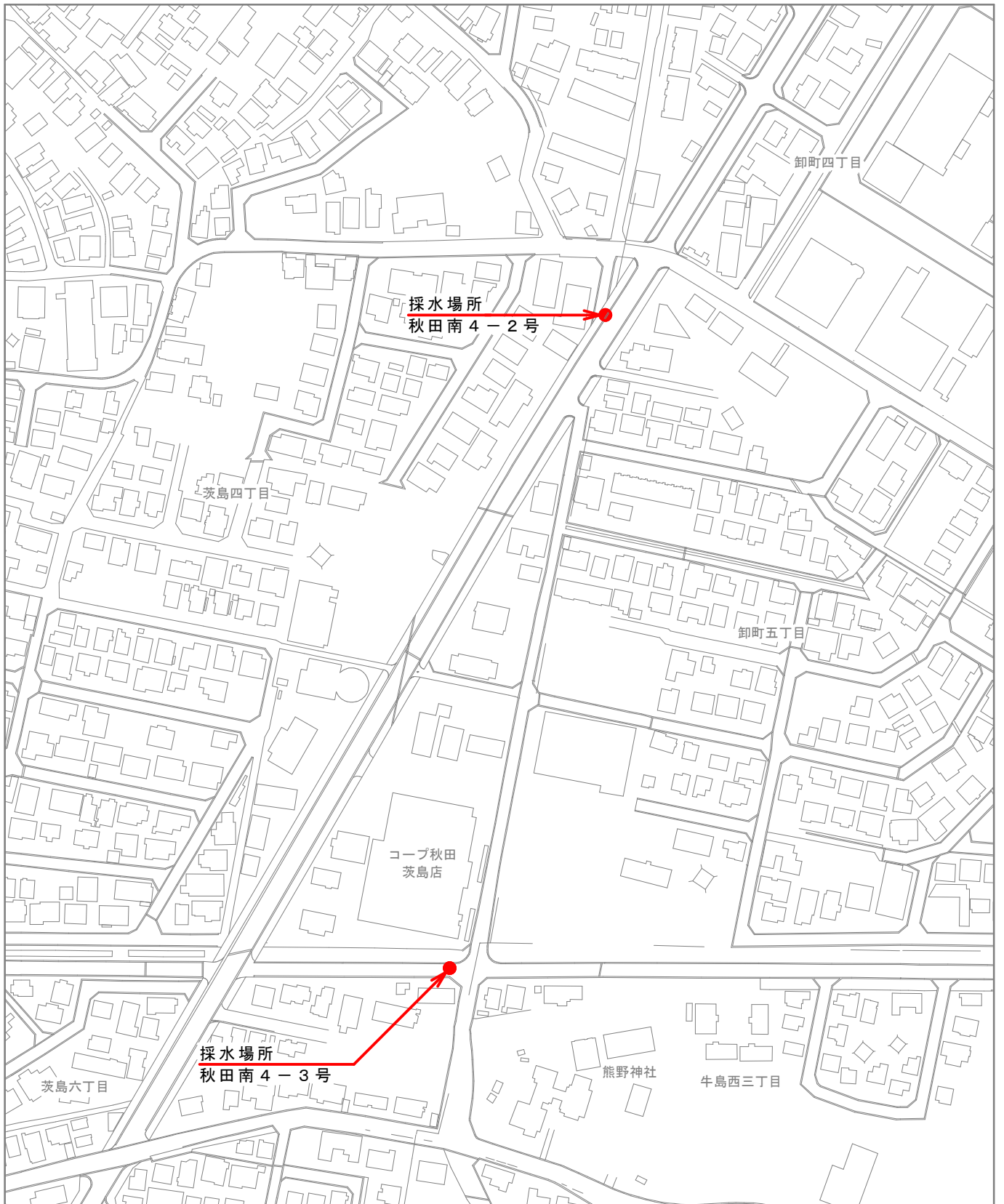
秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（秋田南幹線 南3号）	図面番号	09 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール）	卸町四丁目地内

秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（秋田南幹線 南4号）	図面番号	10 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール）	茨島四丁目地内

秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（秋田南幹線 南4-2、3号）	図面番号	11 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール）	牛島西三丁目地内（4-4号）	牛島西四丁目地内（南5号）

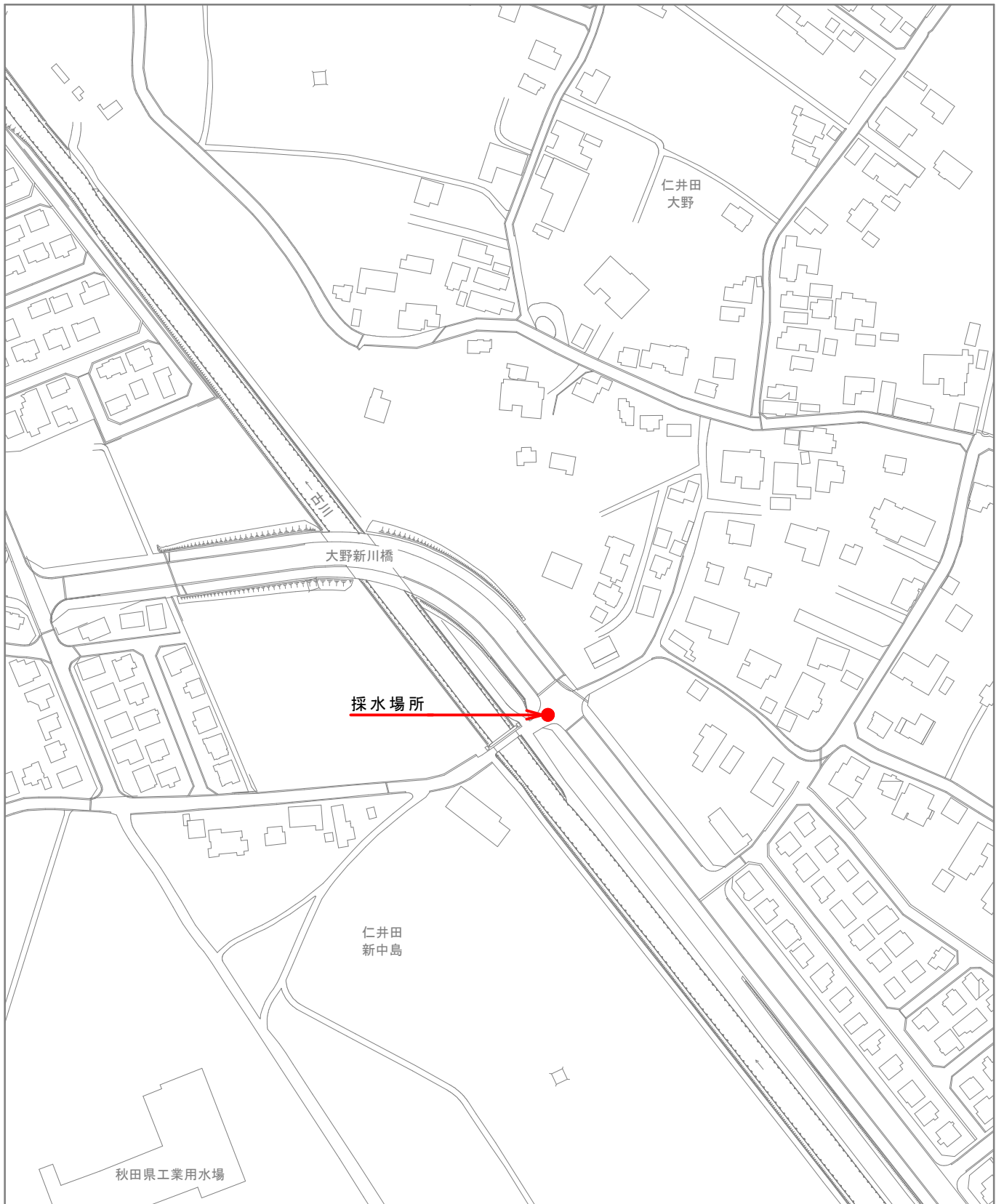
秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（秋田南幹線 4-4、5号）	図面番号	12 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール）	大住南三丁目地内

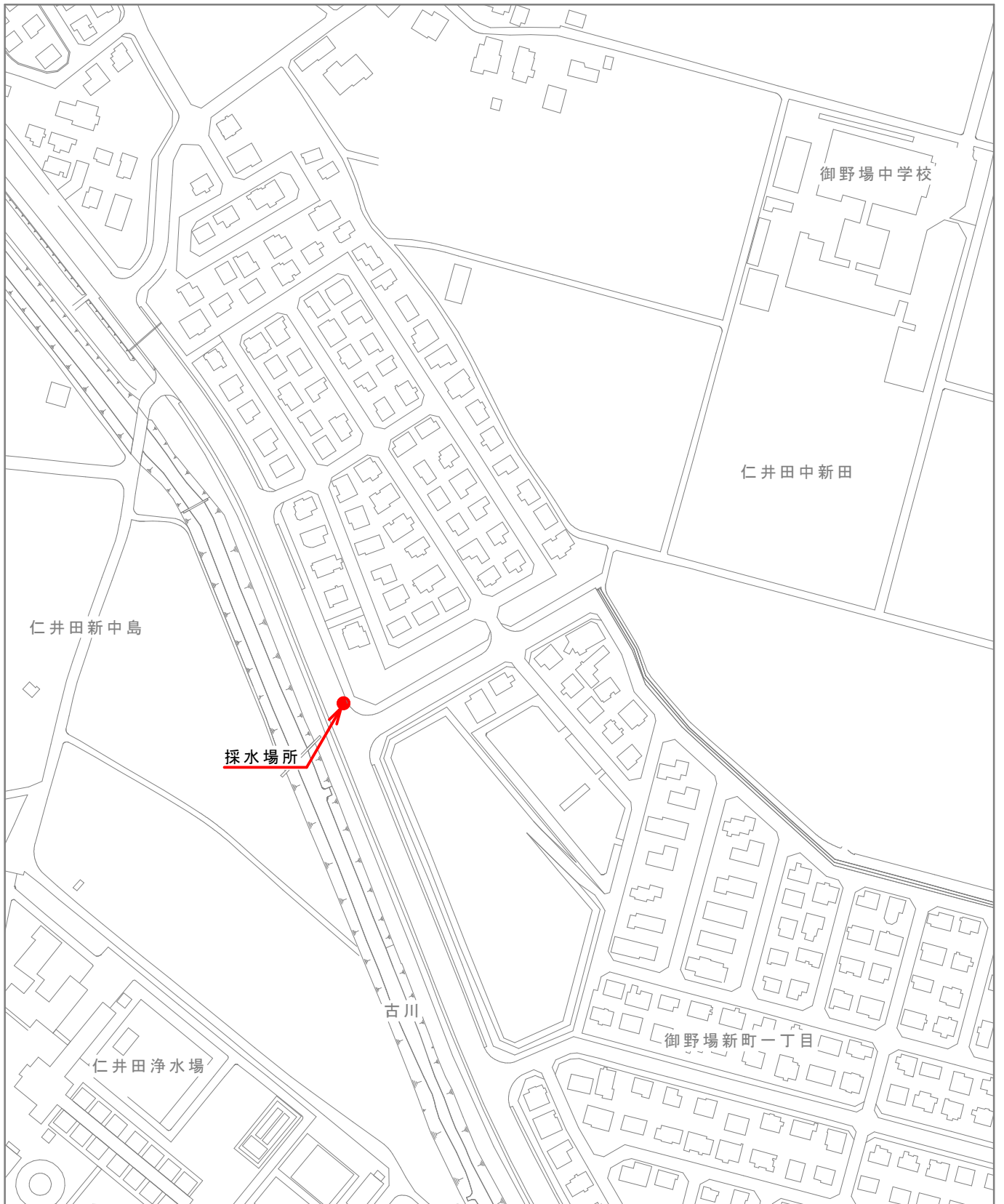
秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（秋田南幹線 南5-2号）	図面番号	13 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール）	仁井田大野地内

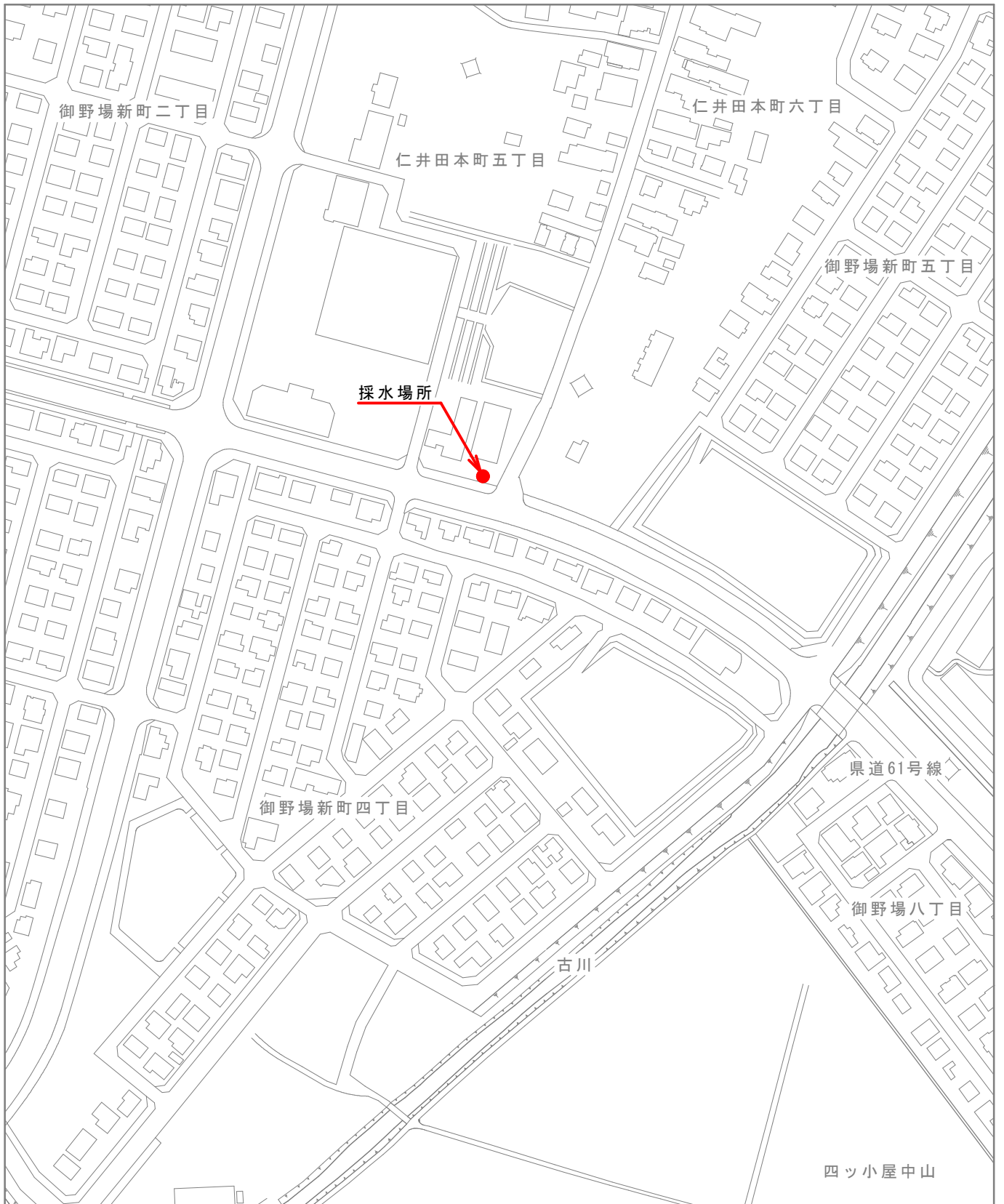
秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（秋田南幹線 南5-3号）	図面番号	14 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール）	御野場新町一丁目地内

秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（秋田南幹線 南6号）	図面番号	15 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール）	仁井田本町五丁目12地内

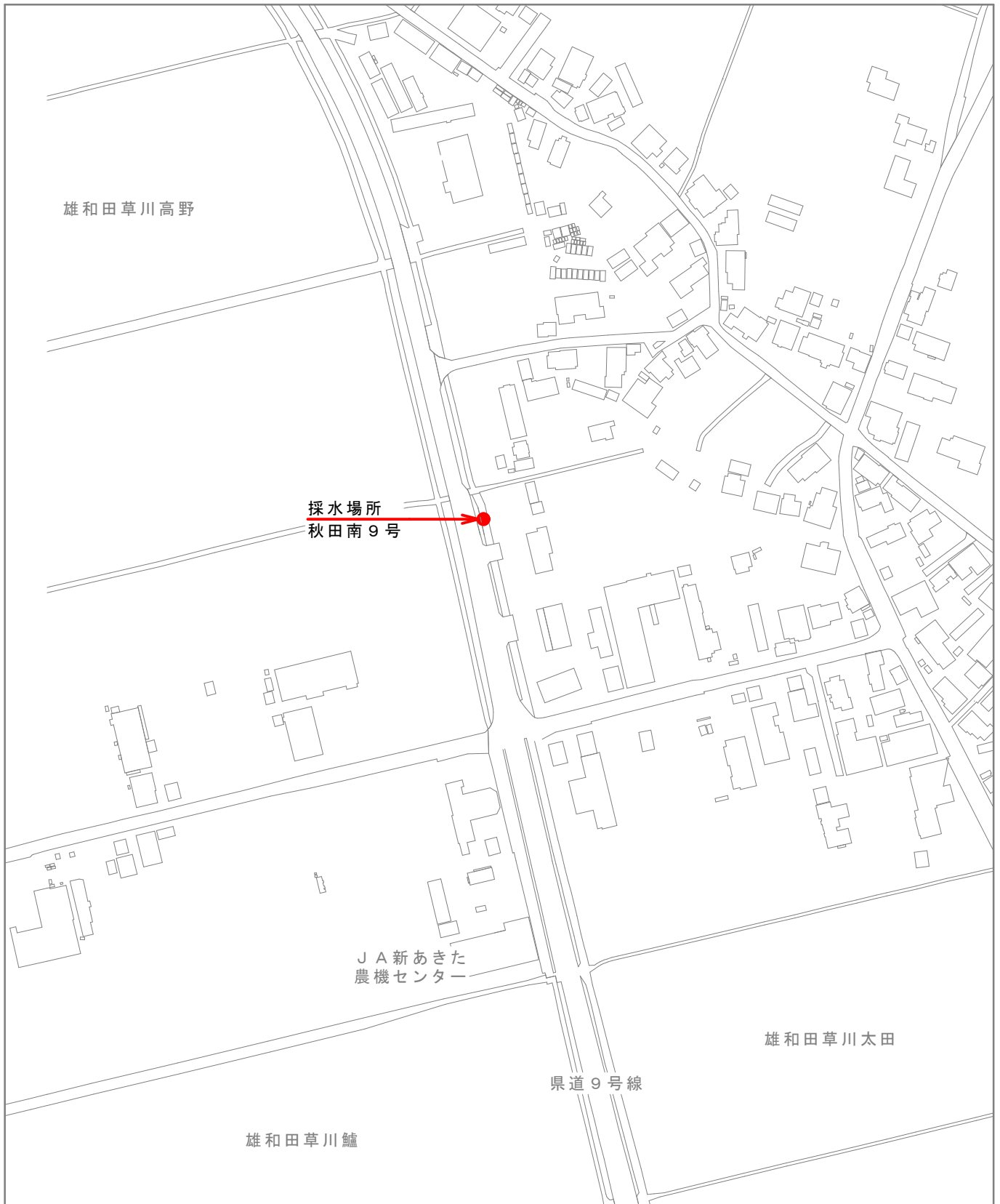
秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（秋田南幹線 南7号）	図面番号	16 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール）	四ッ小屋小阿地上野地内

秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（秋田南幹線 南8号）	図面番号	17 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール）	雄和田草川太田地内

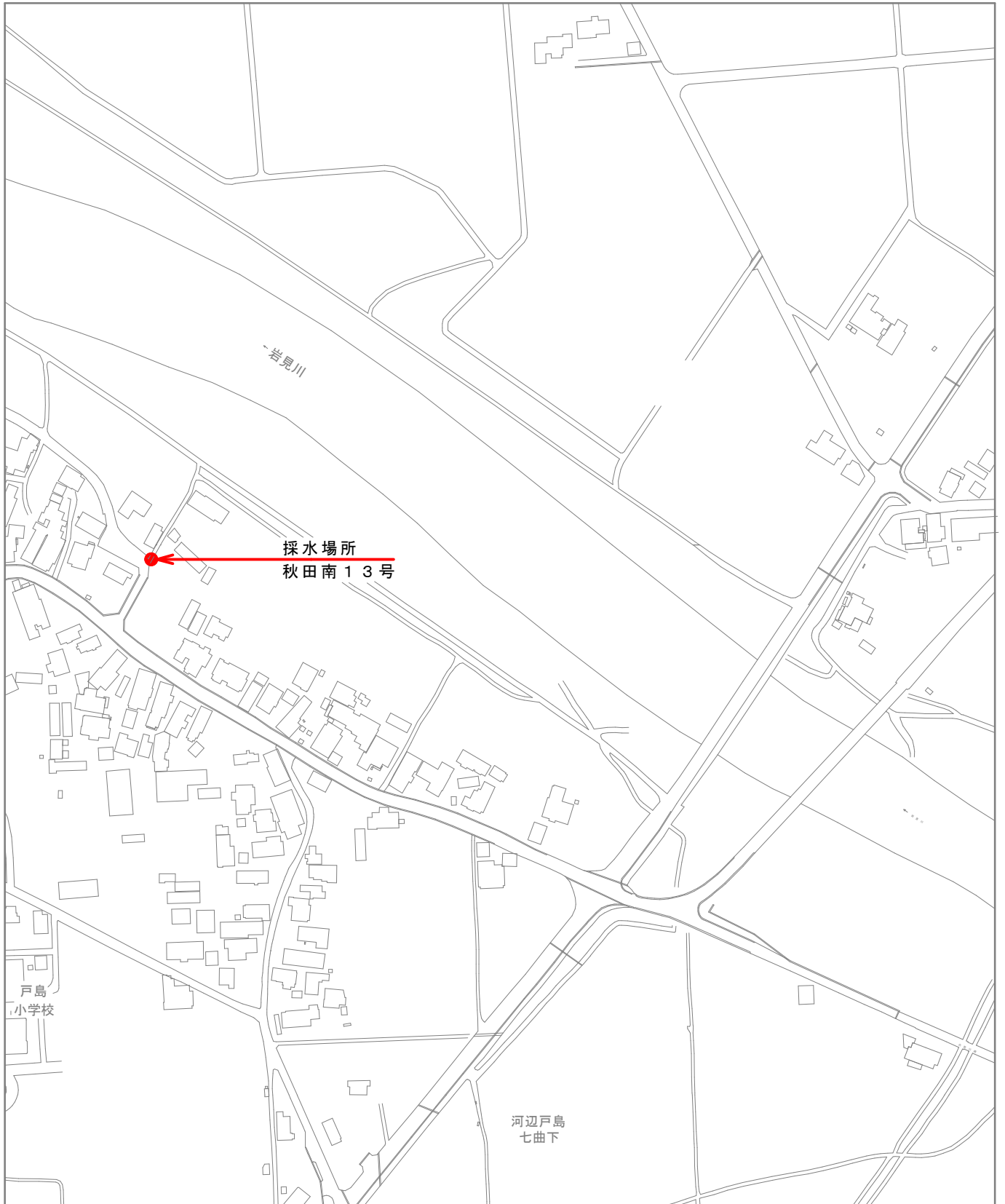
秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（秋田南幹線 南9号）	図面番号	18 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール）	河辺戸島字稗田地内

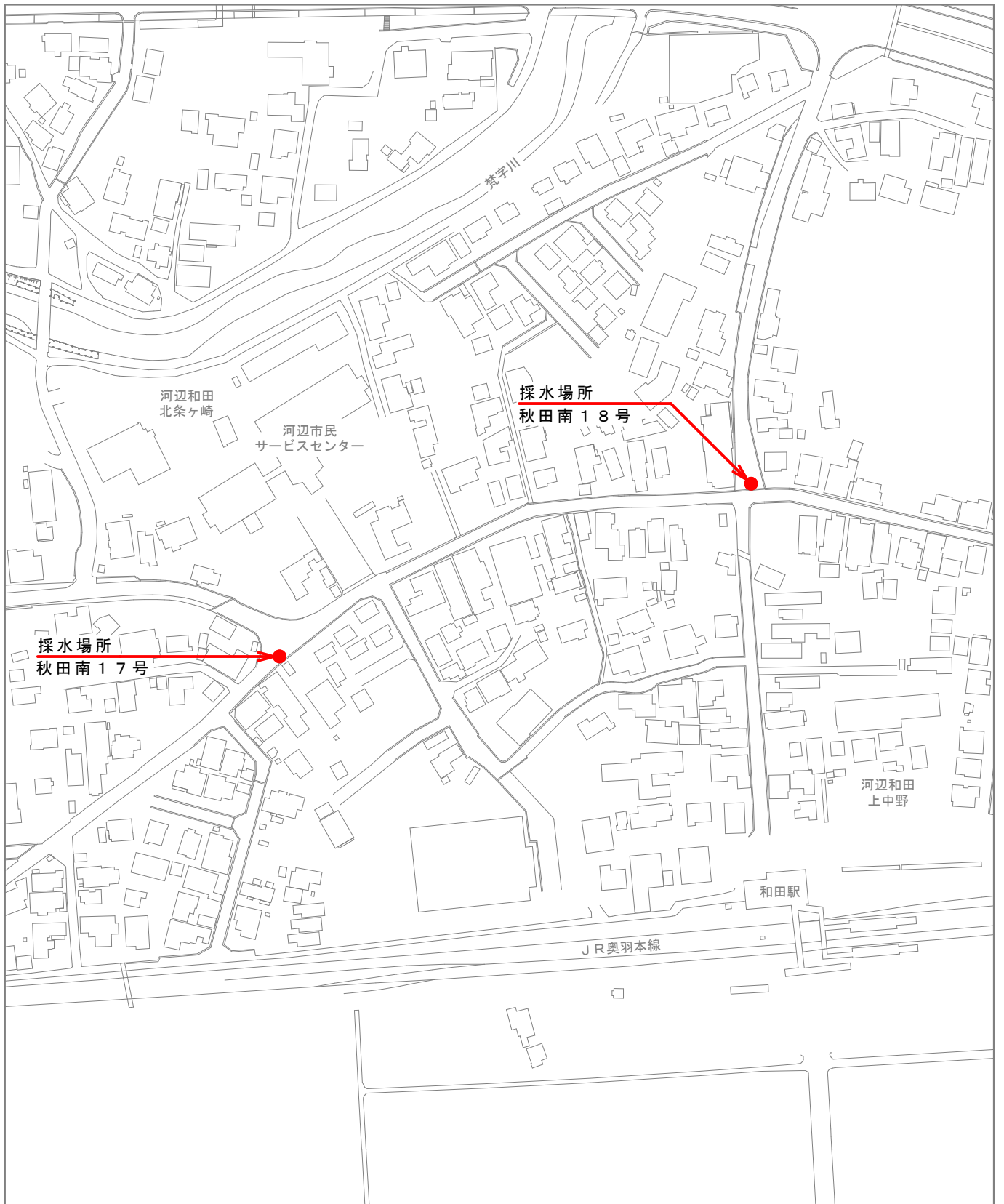
秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（秋田南幹線 南12号）	図面番号	19 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール）	河辺戸島字中川原地内（秋田南13号）

秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（秋田南幹線 南13号）	図面番号	20 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール）	河辺和田字上中野地内

秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（秋田南幹線 南17、18号）	図面番号	21 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール）	雄和椿川字袖ノ沢地内

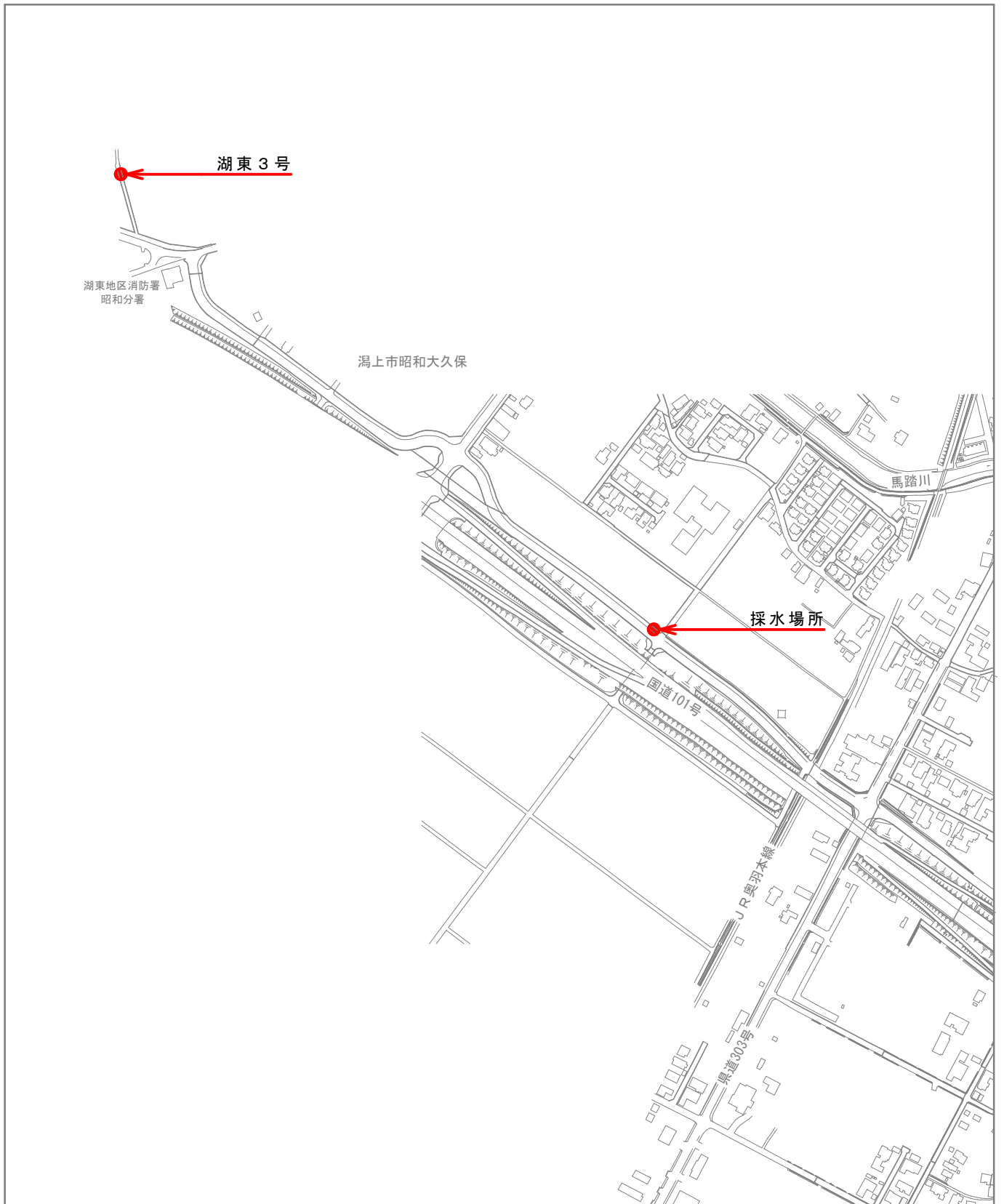
秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（雄和幹線 雄和4号）	図面番号	22 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール）	雄和石田地内

秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（雄和幹線 雄和8号）	図面番号	23 / 24



設 備 凡 例

●	採水場所（マンホール）	潟上市昭和大久保地内

秋田市上下水道局 下水道施設課	件 名	流域下水道流入水水質調査業務委託	縮 尺	NON
	種 別	箇所図（湖東幹線 湖東3号）	図面番号	24 / 24